

公共下水道管渠内 TV カメラ調査等業務委託（単価契約）特記仕様書

1. 業務手順

- （1）委託者から作業指示書（別紙様式1）により発注
- （2）受託者にて現地確認及び調査（必要に応じて委託者と調査方法等の協議を行うこと。）
- （3）調査業務実施
- （4）業務完了後、委託者へ作業報告書（別紙様式2）、位置図、写真、実績報告書（別紙様式3）、実施工程表、交通誘導警備員集計表（別紙様式4）、安全訓練実施状況、必要に応じ、その他書類（作業日報等）を提出
- （5）委託者より提出書類の確認を受ける

2. 業務委託料の支払い

受託者は、完了した業務について、月単位で委託料の支払いを請求することができる。請求する場合は、前月までの作業報告書等を整理し、翌月10日までに完了届（別紙様式5）を用い、作業報告書等を添付し委託者に通知しなければならない。

3. その他

受託者は、仕様書に明記されていない事項及び現場作業において、疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ、指示を受けなければならない。